

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 板取白谷浄水場

水源種別: 伏流水

採水の場所: フラワーパーク 板取

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	基準値の5分の1超過
13 ぼう素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	基準値の5分の1超過
34 鉄	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 26 9 9 26 9 9 51 9 9 26 9

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市板取136 長屋照子宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市板取岩本浄水場

水源種別: 表流水

採水の場所: 岩本消防詰所

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
13 ぼう素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレンオ 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●			●			○			●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 24 9 9 24 9 9 51 9 9 24

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市板取2077 長屋公英宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市板取南部地区浄水場

水源種別: 伏流水

採水の場所: 関市板取診療所

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
13 ぼう素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレンオ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●			●			○			●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 24 9 9 24 9 9 51 9 9 24

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所:

関市板取869-1 長屋一二三宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市板取二共地区飲料水供給水源種別: 伏流水

採水の場所: 関市板取4852-1 長屋 直子宅前

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
13 ぼう素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレンオ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎			○			○			○			○	4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	3ヶ月毎			●			●			○			●	4	基準値の5分の1超過
34 鉄	3ヶ月毎			●			●			○			●	4	基準値の5分の1超過
35 銅	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎			●			●			○			●	4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回									○				1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 9 26 9 9 26 9 9 51 9 9 26

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市板取4758-1 長屋 静雄宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市板取三友地区浄水場

水源種別: 表流水

採水の場所: 関市板取3497 日置眞佐雄宅

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	基準値の5分の1超過
13 ぼう素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレンオ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	基準値の5分の1超過
34 鉄	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 26 9 9 26 9 9 51 9 9 26 9

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所:

関市板取3701-2 長屋周衛宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市板取中切地区浄水場

水源種別: 地下水(浅井戸)

採水の場所: 関市板取学校給食センター

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレンオ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	3ヶ月毎		●			○			●			●		4	基準値の5分の1超過
34 鉄	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回					○								1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回					○								1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		●			○			●			●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回					○								1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 25 9 9 51 9 9 25 9 9 25 9

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市板取2892-1 田中米宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市板取大知摩浄水場

水源種別: 地下水(浅井戸)

採水の場所: 大知摩ポンプ室

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	理由
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレンオ及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回								○					1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回								○					1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎		●			●			○			●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回								○					1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 9 24 9 9 24 9 9 51 9 9 24 9

○ 検査項目
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 大知摩ポンプ室